合同製鐵株式会社

第112回
定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年６月27日（水曜日）午前10時

[郵送またはインターネットによる議決権行使期限]

平成30年６月26日（火曜日）午後５時35分まで

場所

大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム

■招集ご通知添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

合同製鐵株式会社

証券コード5410

(証券コード　５４１０)
平成30年６月７日

株　主　各　位

大阪市北区堂島浜二丁目２番８号
合同製鐵株式会社
代表取締役
社　　長　明　賀　孝　仁

第１１２回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年６月26日（火曜日）午後５時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

31頁～32頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬　具

記

1．日　　時　**平成30年６月27日（水曜日）午前10時**

2．場　　所　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第112期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第112期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.godo-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.godo-steel.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用環境が着実に改善するとともに、個人消費にも持ち直しの動きが拡がり、企業活動も総じて堅調に推移するなど、緩やかな回復基調が継続しております。

普通鋼電炉業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連需要が本格化してきたことに加え、老朽化した社会資本への対応や自然災害対策の需要などもあり、国内の建設需要は概ね堅調に推移しております。一方、中国の景気回復を背景に、主原料である鉄スクラップ価格に加え、エネルギー価格、副原料、電極・耐火物などの諸資材が高騰しており、コスト面において厳しい状況が続きました。

こうしたなか、当社グループにおきましては、全国に５つの製造拠点をもつ事業所体制の下、グループの製造・販売・購買が一体となって市場環境や生産条件などの変化を迅速に捉えながら、需要見合いの生産に徹することで再生産可能な販売価格の実現に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、当社の鋼材販売数量が前期比８万２千トン増の１０６万８千トンとなったことに加え、鋼材販売単価が前期比トン当たり８千５百円上昇したことにより、連結売上高は、前期比３０３億１千４百万円増収の1,２９７億７千９百万円となりました。一方で、主原料である鉄スクラップ価格が大幅に上昇するなか、販売価格の値上げを実施したものの、出荷価格への反映の遅れもあり、連結営業利益は、前期比５億６千９百万円減益の１７億６千６百万円、連結経常利益は、前期比６億１千３百万円減益の２１億４千７百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券の売却益に加え、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における分類が変わったことによる法人税等調整額の影響などにより、前期比２９億５千５百万円増益の４９億３千５百万円となりました。

（2）対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、個人消費の回復や、国内設備投資の増加による緩やかなプラス成長が見込まれ、世界的にも経済は順調な回復の中にありますが、米国の保護主義的な政策の実施などにより不透明な要素が顕在化してきております。

こうしたなか、普通鋼電炉業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設の建設、周辺インフラの整備の本格化や、甚大災害への対策なども必要不可欠となっていることなどから、建設に関する国内需要は今後も底堅く推移すると見込まれます。

一方、エネルギー価格、副原料をはじめとする各種資材の高騰が続くものと見込まれることや、鉄スクラップの価格動向も先行き不透明となっており、経営環境は引き続き厳しい状況が続くと思われます。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、社内に設置した競争力強化委員会により、全国の複数拠点での事業体制を活用した各品種、物流、鉄源などの幅広い分野における戦略強化や開発の推進によって、競争力の更なる強化に向けた取り組みを進めているところでございます。

さらに、利益成長を目指すための必須条件である人材育成についても引き続き、グループ全体で取り組むとともに、企業存続を脅かすコンプライアンス問題への対応力も一層強化してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた企業統治体制の確立と経営の透明性・効率性の更なる向上を目指し、企業価値の向上や電気炉メーカーとして連結経営基盤の強化・拡充を志向し、以って株主の皆様への還元拡充に努めてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、省電力・省エネルギー対策をはじめ合理化・高品質化等を目的として、総額3,458百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておらず、特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 期・年度	第 109 期 平成26年度	第 110 期 平成27年度	第 111 期 平成28年度	第112期（当期） 平成29年度
売上高（百万円）	125,595	100,024	99,465	129,779
経常利益（百万円）	4,395	5,339	2,761	2,147
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,908	5,681	1,979	4,935
1株当たり当期純利益（円）	181.11	363.36	132.28	337.31
総資産（百万円）	159,215	153,988	159,450	175,757

（注）① 第112期（当期）の状況につきましては、前記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 平成28年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施したため、第109期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権所有割合		主要な事業内容
	百万円	%		
三星金属工業株式会社	480	100.0		鉄筋用棒鋼の製造販売
株式会社トーカイ	450	100.0		鉄筋用棒鋼の製造販売
合鐵産業株式会社	296	100.0		鋼材・機械・製鋼原料の販売
株式会社ワイヤーテクノ	499	70.0	(6.6)	線材加工製品の製造販売
株式会社合同セラミックス	45	65.3		耐火煉瓦の製造販売
合鐵大阪物流株式会社	15	100.0		大阪製造所の構内作業・運搬
日本選鋼株式会社	20	100.0		姫路製造所の構内作業、産廃処理
船橋機工株式会社	17	100.0		船橋製造所の構内作業・運搬
株式会社トーカイ物流	45	100.0	(100.0)	㈱トーカイの構内作業・運搬
ジーエス興産株式会社	90	100.0		不動産の管理・賃貸他

（注）① 株式会社ワイヤーテクノ及び株式会社トーカイ物流は、議決権所有割合に子会社所有の議決権を含み、その比率を（ ）に示しております。

② 当社は、平成30年4月1日付にてジーエス興産株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事　業　内　容
鉄　鋼　事　業	・各種大形・中形形鋼、軌条、構造用棒鋼、鉄筋用棒鋼、線材の製造及び販売 ・棒鋼加工製品、線材加工製品等の製造及び販売 ・機械、製鋼原料等の販売
その他の事業	・不動産の管理・賃貸他

(8) 主要な営業所及び工場

事業の種類	会　社　名　等	名　　称	所在地
鉄　鋼　事　業	当　　社	本　　社	大阪市北区
		東京営業所	東京都千代田区
		大阪製造所	大阪市西淀川区
		姫路製造所	兵庫県姫路市
		船橋製造所	千葉県船橋市
	三星金属工業株式会社	本社・工場	新潟県燕市
	株式会社トーカイ	本社・工場	福岡県北九州市
	合鐵産業株式会社	本　　社	大阪市北区
		東京支社	東京都千代田区
		福岡支店	福岡県福岡市
		大阪支社・工場	大阪市西淀川区
		姫路工場	兵庫県姫路市
	株式会社ワイヤーテクノ	本社・大阪工場	大阪市鶴見区
		大阪工場第二製造部	大阪市西淀川区
		加賀工場	石川県加賀市
	株式会社合同セラミックス	本社・工場	岡山県備前市
	合鐵大阪物流株式会社	本　　社	大阪市西淀川区
	日本選鋼株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
	船橋機工株式会社	本　　社	千葉県船橋市
	株式会社トーカイ物流	本　　社	福岡県北九州市
その他の事業	ジーエス興産株式会社	本　　社	大阪市西淀川区

(注)　当社は、平成30年４月１日付にてジーエス興産株式会社を吸収合併いたしました。

(9) 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

人　　数	前期末比増減
1,491名	68名増

(注)　従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からグループへの出向者を含めて記載しております。

2. 当社の従業員の状況

人　数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
718名	1名増	36.7歳	14.8年

（注）① 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。
② 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

（10）主要な借入先の状況

借　入　先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	13,173
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,750
株式会社三井住友銀行	4,800

（注） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付にて株式会社三菱ＵＦＪ銀行へ商号を変更しております。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年４月１日をもって連結子会社であるジーエス興産株式会社を吸収合併いたしました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 39,400,000株
（2）発行済株式の総数 17,145,211株（自己株式2,514,473株を含む）
（3）株　主　数 10,348名
（4）大　株　主

株　主　名	持 株 数	持株比率
	千株	%
新日鐵住金株式会社	2,566	17.5
三井物産株式会社	730	5.0
角田　博	682	4.7
共英製鋼株式会社	514	3.5
合鐵取引先持株会	496	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	452	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	438	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	434	3.0
株式会社メタルワン	339	2.3
株式会社みずほ銀行	327	2.2

（注）① 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
② 当社は、自己株式2,514千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
③ 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（5）その他の株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明賀孝仁	普通鋼電炉工業会 会長
専務取締役執行役員	足立　仁	経営企画、総務、経理、購買に関する事項管掌
		株式会社トーカイ 代表取締役社長
常務取締役執行役員	齋藤　隆	営業に関する事項管掌
常務取締役執行役員	肥後誠吉	技術・製造に関する事項管掌
		線材形鋼事業担当
		大阪製造所長委嘱
		合鐵大阪物流株式会社 代表取締役社長
取締役（社外取締役）	四宮章夫	弁護士（コスモス法律事務所 所長）
		ヘリオステクノホールディングス株式会社 社外監査役
取締役（社外取締役）	阪田貞一	橋本総業ホールディングス株式会社 代表取締役副社長
常任監査役（常勤）	春増　守	
監査役（常勤）	上地秀典	
監査役（社外監査役）	森脇慶司	日鉄住金物産株式会社 取締役常務執行役員
監査役（社外監査役）	酒井　清	公認会計士（酒井清事務所 所長）
		ＩＭＶ株式会社 社外取締役
監査役（社外監査役）	津加　宏	新日鐵住金株式会社 関係会社部長
		大阪製鐵株式会社 監査役

（注）① 取締役四宮章夫及び阪田貞一の両氏は、社外取締役であります。

② 監査役森脇慶司、酒井清及び津加宏の３氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、取締役四宮章夫及び阪田貞一、監査役酒井清の３氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役上地秀典氏は、金融機関における長年の経験及び当社の経理部門での経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
また、監査役酒井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

④ 当社は、執行役員制度を導入しております。当社取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
常務執行役員	山﨑晃生	棒鋼事業担当、東京営業所長委嘱
常務執行役員	矢野哲也	線材販売、形鋼販売に関する事項管掌 販売総括部長委嘱
常務執行役員	村木正典	技術サービス、システムに関する事項管掌 技術総括部長委嘱
執行役員	瀬戸口昭人	構造用鋼事業担当、姫路製造所長委嘱
執行役員	内田洋	経営企画部長、経理部長委嘱
執行役員	西仲桂	総務部長委嘱
執行役員	金子大剛	船橋製造所長委嘱

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	支給額
	名	百万円
取締役	6	１８２
監査役	4	６３
合計	１０	２４６
(うち社外役員)	(4)	(１５)

(注) 役員報酬を支給していない社外監査役１名は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

① 社外取締役四宮章夫氏は、コスモス法律事務所の所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、ヘリオステクノホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。

② 社外取締役阪田貞一氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の代表取締役副社長であります。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。

③ 社外監査役森脇慶司氏は、日鉄住金物産株式会社の取締役常務執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。

④ 社外監査役酒井清氏は、公認会計士酒井清事務所所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏はＩＭＶ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。

⑤ 社外監査役津加宏氏は、新日鐵住金株式会社の関係会社部長であり、同社は当社のその他の関係会社であります。なお、同社と当社との間に鋼片の取引関係があります。
また、同氏は、大阪製鐵株式会社の監査役を兼務しております。なお、同社は当社との間に鋼材の取引関係があります。

2. 事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	四宮章夫	当期開催の取締役会14回全てに出席し、事業再生や再建などの企業法務に精通した弁護士としての高い見識と幅広い経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
取締役	阪田貞一	当期開催の取締役会14回全てに出席し、上場企業の代表取締役副社長として企業経営に携わった高い見識と豊富な経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監査役	森脇慶司	当期開催の取締役会14回中11回に出席し、また、当期開催の監査役会８回全て出席し、企業経営に携わった高い見識と豊富な経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監査役	酒井　清	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、当期開催の監査役会８回全てに出席し、監査法人で要職を歴任し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監査役	津加　宏	当期開催の取締役会14回中11回に出席し、また、当期開催の監査役会８回中６回に出席し、鉄鋼業界における豊富な見識と経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1.	報酬等の額	50百万円
2.	当社及び当社子会社が支払うべき監査証明業務の対価としての報酬等の額	50百万円
3.	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

（注）①1.報酬等の額については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外である、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第１項」等の規定に基づく賦課金の特例の認定申請に係る合意された手続の実施及びその結果の報告を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の「会計監査人の評価及び選任に関する基準」に従って、会計監査人の職務遂行状況を評価し、監査の適正性及び信頼性を確保できないと認めた場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、または決定を行う。

取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適切に作成・保管する。

また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ＩＲ活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。

グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会等を設置・運営する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。

各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総務部へすみやかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。

内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。

使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行う。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制機能の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。

コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査部門所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社または各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。

監査役へ報告を行った当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。

総務部は、監査役との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互に連携を図る。

監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。

（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として決別すること」を定め、反社会的勢力の排除に取り組む。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、事業戦略を共有化し、一体となった経営を行うものとし、内部統制システムについても、自律的な構築・運用を基本に横断的内部統制の強化に努めております。

主な会議の開催状況としては、取締役会は14回、監査役会は８回、グループリスクマネジメント委員会を２回開催し、取締役会には、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、規程や業務手続、リスク対応状況などについて、監査部と連携を図りながら社内各部署及び当社グループ会社の業務監査を行うとともに、当社取締役、監査部、会計監査人との間で意見交換等を行い、その結果について取締役へ報告を行っております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた利益配分を基本として、中間及び期末の剰余金の配当を実施する方針といたしております。

当面の間は、財務体質の改善、必要な再投資資金の確保等を勘案しつつ、業績連動利益配分の指標として、連結配当性向年間20～30%を目安といたします。

当期（平成30年３月期）の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、１株につき65円とさせていただきます。これにより、既に実施しました中間配当15円と合わせた年間配当は80円となります。

（注）　本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示数値未満を切り捨てております。
比率その他の数値は、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**77,904**	**流動負債**	**60,097**
現金及び預金	3,012	支払手形及び買掛金	26,848
受取手形及び売掛金	49,698	短期借入金	25,207
たな卸資産	23,795	リース債務	22
繰延税金資産	910	未払法人税等	373
その他	486	賞与引当金	1,215
固定資産	**97,853**	環境対策引当金	83
有形固定資産	**76,432**	その他	6,347
建物及び構築物	10,866	**固定負債**	**26,685**
機械装置及び運搬具	14,685	長期借入金	14,535
工具、器具及び備品	319	リース債務	30
土地	50,243	繰延税金負債	89
リース資産	50	再評価に係る繰延税金負債	6,811
建設仮勘定	266	役員退職慰労引当金	112
無形固定資産	**608**	環境対策引当金	270
投資その他の資産	**20,812**	退職給付に係る負債	4,353
投資有価証券	17,634	その他	482
長期貸付金	66	**負債合計**	**86,783**
退職給付に係る資産	2,562	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	72	**株主資本**	**82,338**
その他	542	資本金	34,896
貸倒引当金	△65	資本剰余金	13,005
		利益剰余金	39,146
		自己株式	△4,709
		その他の包括利益累計額	**6,025**
		その他有価証券評価差額金	1,617
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	4,507
		退職給付に係る調整累計額	△95
		非支配株主持分	**610**
		純資産合計	**88,974**
資産合計	**175,757**	**負債純資産合計**	**175,757**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成29年 4 月 1 日
至　平成30年 3 月31日）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**129,779**
売上原価		**116,175**
売上総利益		**13,604**
販売費及び一般管理費		**11,838**
営業利益		**1,766**
営業外収益		
受取利息及び配当金	312	
持分法による投資利益	55	
その他	349	717
営業外費用		
支払利息	227	
その他	108	335
経常利益		**2,147**
特別利益		
固定資産売却益	261	
投資有価証券売却益	853	1,114
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	210	
減損損失	33	
設備休止関連損失	72	
その他	11	347
税金等調整前当期純利益		**2,914**
法人税、住民税及び事業税	303	
法人税等調整額	△2,353	△2,050
当期純利益		**4,965**
非支配株主に帰属する当期純利益		30
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,935**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年 4 月 1 日
至　平成30年 3 月31日）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,896	13,005	35,409	△4,707	78,604
当期変動額					
剰余金の配当			△512		△512
親会社株主に帰属する当期純利益			4,935		4,935
自己株式の取得				△2	△2
土地再評価差額金の取崩			△686		△686
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,736	△2	3,734
当期末残高	34,896	13,005	39,146	△4,709	82,338

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,473	△0	3,820	△314	5,978	591	85,173
当期変動額							
剰余金の配当							△512
親会社株主に帰属する当期純利益							4,935
自己株式の取得							△2
土地再評価差額金の取崩							△686
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△855	△2	686	218	47	18	66
当期変動額合計	△855	△2	686	218	47	18	3,800
当期末残高	1,617	△2	4,507	△95	6,025	610	88,974

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**56,008**	**流動負債**	**44,005**
現金及び預金	2,508	買掛金	15,014
売掛金	31,604	短期借入金	22,469
製品	4,572	リース債務	6
半製品	4,548	未払金	4,384
仕掛品	99	未払費用	12
原材料	3,180	未払法人税等	261
貯蔵品	4,142	預り金	833
前払費用	191	賞与引当金	627
繰延税金資産	524	環境対策引当金	36
その他	4,636	その他	360
固定資産	**80,940**	**固定負債**	**23,590**
有形固定資産	**54,349**	長期借入金	13,440
建物	5,360	リース債務	9
構築物	742	再評価に係る繰延税金負債	6,811
機械及び装置	9,694	退職給付引当金	3,094
車両運搬具	8	環境対策引当金	118
工具、器具及び備品	149	その他	116
土地	38,130	**負債合計**	**67,596**
リース資産	15	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	247	**株主資本**	**62,658**
無形固定資産	**380**	**資本金**	**34,896**
借地権	0	**資本剰余金**	**10,367**
ソフトウエア	375	資本準備金	9,876
その他	4	その他資本剰余金	491
投資その他の資産	**26,211**	**利益剰余金**	**22,104**
投資有価証券	6,865	利益準備金	453
関係会社株式	16,490	その他利益剰余金	21,650
出資金	27	圧縮記帳積立金	17
従業員に対する長期貸付金	66	別途積立金	9,000
関係会社長期貸付金	68	繰越利益剰余金	12,633
長期前払費用	170	**自己株式**	**△4,709**
前払年金費用	2,178	**評価・換算差額等**	**6,694**
繰延税金資産	175	**その他有価証券評価差額金**	**918**
その他	217	**土地再評価差額金**	**5,775**
貸倒引当金	△48	**純資産合計**	**69,352**
資産合計	**136,949**	**負債純資産合計**	**136,949**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成29年 4 月 1 日
至　平成30年 3 月31日）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**79,477**
売上原価		**71,251**
売上総利益		**8,225**
販売費及び一般管理費		**7,310**
営業利益		**915**
営業外収益		
受取利息及び配当金	468	
その他	309	778
営業外費用		
支払利息	211	
その他	79	290
経常利益		**1,403**
特別利益		
投資有価証券売却益	853	853
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	82	102
税引前当期純利益		**2,154**
法人税、住民税及び事業税	157	
法人税等調整額	△1,777	△1,619
当期純利益		**3,773**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成29年 4 月 1 日
至　平成30年 3 月31日）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	34,896	9,876	491	10,367	453	20	9,000	9,368	18,842	△4,707	59,399
当期変動額											
剰余金の配当								△512	△512		△512
当期純利益								3,773	3,773		3,773
自己株式の取得										△2	△2
圧縮記帳積立金の取崩						△3		3	−		−
土地再評価差額金の取崩								0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	−	−	−	−	−	△3	−	3,265	3,261	△2	3,259
当期末残高	34,896	9,876	491	10,367	453	17	9,000	12,633	22,104	△4,709	62,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,488	5,775	7,263	66,663
当期変動額				
剰余金の配当				△512
当期純利益				3,773
自己株式の取得				△2
圧縮記帳積立金の取崩				−
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△569	△0	△569	△569
当期変動額合計	△569	△0	△569	2,689
当期末残高	918	5,775	6,694	69,352

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

合同製鐵株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤田立雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前川英樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、合同製鐵株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、合同製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

合同製鐵株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤田立雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前川英樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、合同製鐵株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

合同製鐵株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）春　増　　守　㊞

監　査　役（常勤）上　地　秀　典　㊞

監査役（社外監査役）森　脇　慶　司　㊞

監査役（社外監査役）酒　井　　清　㊞

監査役（社外監査役）津　加　　宏　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 めい　が　たか　よし 明 賀 孝 仁 （昭和30年１月15日）	昭和52年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成12年11月　同社建材事業部堺製鐵所形鋼部長 平成19年４月　同社執行役員建材事業部堺製鐵所長 平成21年４月　同社執行役員八幡製鐵所長 平成23年４月　同社常務執行役員 平成23年６月　同社常務取締役 平成23年11月　同社常務取締役設備・保全技術センター所長 平成24年４月　同社常務取締役 平成25年４月　同社取締役 当社参与 平成25年６月　当社取締役副社長 販売担当 平成26年６月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 普通鋼電炉工業会　会長 （取締役候補者の選任理由） 明賀孝仁氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、激しく変化する普通鋼電炉業界のなかで、当社が成長し続けるために必要な強いリーダーシップと決断力を備え、代表取締役社長としての役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	7,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 あだち　ひとし 足立　仁 （昭和29年８月４日）	昭和53年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成16年６月　同社八幡製鐵所総務部長 平成21年４月　当社参与 平成21年６月　当社取締役経営企画部長 経理担当 平成23年６月　当社取締役経営企画部長 経理管掌並びに総務、購買担当 平成25年６月　当社常務取締役経営企画部長 総務、経理、購買管掌 平成27年６月　当社専務取締役執行役員 経営企画部長 総務、経理、購買管掌 平成28年６月　当社専務取締役執行役員 経営企画、総務、経理、購買管掌 現在に至る （重要な兼職の状況） ㈱トーカイ代表取締役社長 （取締役候補者の選任理由） 足立　仁氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と財務・経理に関する幅広い知見を有しており、当社取締役就任以来、経営企画、総務、経理、購買をはじめとする要職を歴任し、平成27年６月から専務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	9,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 齋藤（さいとう）　隆（たかし） （昭和30年11月21日）	昭和49年４月　日本砂鐵鋼業㈱（現合同製鐵㈱）入社 平成14年２月　当社販売本部加工製品販売部担当部長 平成18年５月　当社販売本部販売第一部部長 平成22年４月　当社販売本部線材形鋼販売部長 平成22年６月　当社取締役販売本部線材形鋼販売部長 平成23年６月　当社取締役棒鋼販売部長 平成25年６月　当社取締役棒鋼販売部長兼東京営業所長 平成26年６月　当社常務取締役 構造用鋼販売部長 営業管掌 平成27年６月　当社常務取締役執行役員 構造用鋼販売部長 営業管掌 平成28年６月　当社常務取締役執行役員 営業管掌 現在に至る （取締役候補者の選任理由） 齋藤　隆氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、販売部門の要職を歴任し、平成27年６月から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	8,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 肥後誠吉（ひごせいきち） （昭和29年５月15日）	昭和48年４月　大谷重工業㈱（現合同製鐵㈱）入社 平成20年１月　当社船橋製造所生産部長 平成23年６月　当社取締役船橋製造所副所長 兼同所生産部長 平成24年６月　当社取締役姫路製造所長 平成26年６月　当社常務取締役大阪製造所長 線材形鋼事業担当 平成27年６月　当社常務執行役員大阪製造所長 線材形鋼事業担当 平成28年６月　当社常務取締役執行役員 技術・製造管掌 線材形鋼事業担当 大阪製造所長 現在に至る （重要な兼職の状況） 合鐵大阪物流㈱代表取締役社長 （取締役候補者の選任理由） 肥後誠吉氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、製造部門の要職を歴任し、平成28年６月から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	6,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 社外 独立 四宮章夫（しのみやあきお） （昭和23年11月21日）	昭和48年４月　東京地方裁判所判事補 昭和51年４月　津地方裁判所四日市支部判事補 昭和53年４月　大阪地方裁判所判事補 昭和56年３月　退官 昭和56年５月　弁護士登録 米田合同法律事務所（現弁護士法人 淀屋橋・山上合同）入所 平成23年６月　当社社外監査役 平成26年４月　コスモス法律事務所所長（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） コスモス法律事務所所長 ヘリオステクノホールディングス㈱社外監査役 （社外取締役候補者の選任理由） 四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と法務的知見を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任 社外 独立 阪田貞一（さかたていいち） （昭和25年10月４日）	昭和51年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成４年４月　橋本総業㈱入社 平成４年７月　同社企画本部長兼管理副本部長 平成５年６月　同社取締役企画本部長兼管理副本部長 平成８年12月　同社取締役管理副本部長 平成９年６月　同社常務取締役管理本部長 平成18年６月　同社専務取締役管理本部長 平成19年４月　同社代表取締役専務取締役管理本部長 平成26年６月　同社代表取締役副社長 平成27年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年４月　橋本総業ホールディングス㈱代表取締役副社長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 橋本総業ホールディングス㈱代表取締役副社長 （社外取締役候補者の選任理由） 阪田貞一氏は、橋本総業ホールディングス株式会社において代表取締役副社長の役職にあり、企業経営者としての長年の経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。	300株

（注）① 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
② 四宮章夫氏及び阪田貞一氏は、社外取締役候補者であります。
③ 当社は、四宮章夫氏及び阪田貞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、原案どおり両氏が選任された場合、四宮章夫氏及び阪田貞一氏は引き続き独立役員となる予定であります。
④ 責任限定契約
当社は、四宮章夫氏及び阪田貞一氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において四宮章夫氏及び阪田貞一氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第２号議案　　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会の時をもって任期満了により退任されますので、有限責任 あずさ監査法人を新たな会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び監査品質等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと認められたことに加え、当社のその他の関係会社である新日鐵住金株式会社と会計監査人を同一とすることにより、会計監査の一貫性、効率性等を高めることが期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名　　称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事業所の所在場所	東京都新宿区津久戸町１番２号	
沿　　革	昭和60年７月	監査法人朝日新和会計社設立
	平成５年10月	井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする
	平成16年１月	あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする
	平成22年７月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする
概　　要 （平成30年３月31日現在）	資本金	3,000,000,000円
	構成人員	
	公認会計士	3,239名（代表社員32名、社員516名）
	会計士補	8名
	会計士試験合格者	1,102名
	監査補助職員	981名（特定社員35名、うち代表社員1名）
	その他職員	687名
	合　　計	6,017名

以　上

インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54（ウェブ行使）.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、平成30年６月26日（火曜日）午後５時35分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権として、お取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル [電話] 0120(652)031（フリーダイヤル）(受付時間　9：00～21：00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部 [電話] 0120（782）031（フリーダイヤル） (受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場：大阪市中央区北浜１丁目８番16号
　　大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム

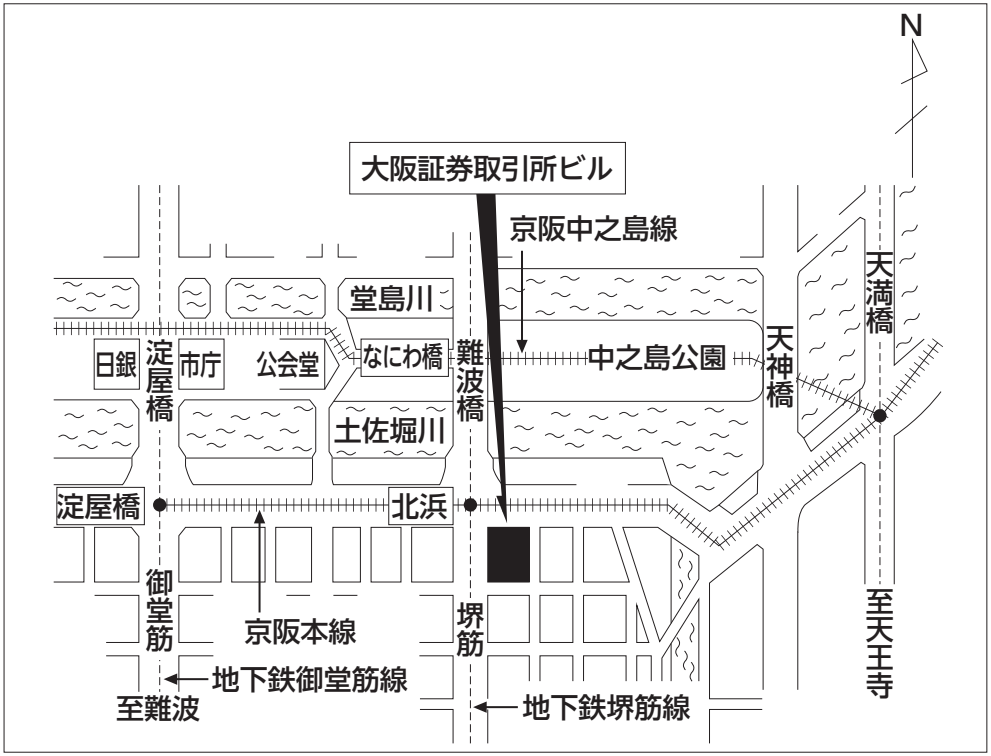

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので、お車での
　　ご来場はご遠慮ください。

〔交通のご案内〕

- 地下鉄堺筋線・北浜駅１Ｂ出口より徒歩約１分
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約１分
- 京阪中之島線・なにわ橋駅４番出口より徒歩約４分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅２番出口より徒歩約７分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。